

議案第 6 5 号

庁有車の交通事故（六本木一丁目）の損害賠償について

1 事故の概要

- (1) 日 時 令和 6 年 9 月 6 日（金）午前 1 1 時 1 0 分頃
- (2) 場 所 港区六本木一丁目 7 番先
- (3) 内 容

港区六本木一丁目 7 番先の特別区道第 1， 1 2 8 号線道路上において、区の庁有車が横断歩道に進入し、右折しようとしたところ、庁有車の右側から横断してきた相手方歩行者に衝突した交通事故に伴う損害賠償です。

- (4) 原 因

区の庁有車の運転者が、信号機のない横断歩道に進入する際に、左側から横断する歩行者 2 名に気を取られ、右側から横断してきた相手方に気付くのが遅れたことによるものです。

- (5) 損害の状況

相手方は左肩骨折と膝に擦り傷を負いました。骨折により手術を 2 回実施し、治療日数は 2 7 7 日となりました。

区の職員にけがはなく、庁有車に損害はありませんでした。

- (6) 責任の割合

港区： 1 0 0 % 相手方： 0 %

2 損害賠償額

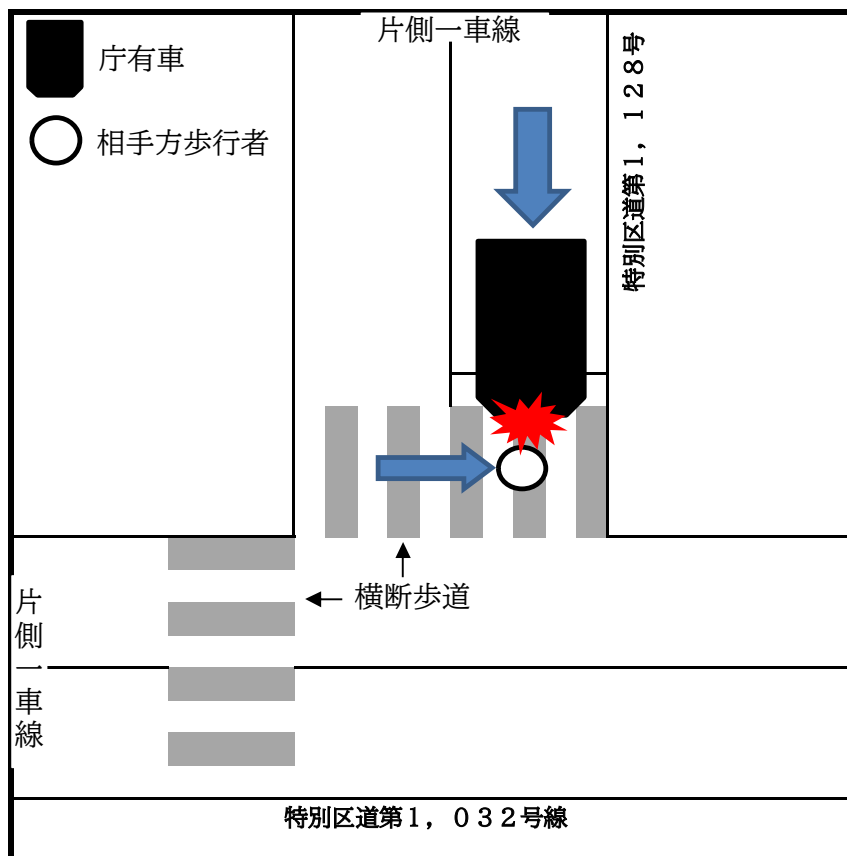
7， 1 7 6， 4 9 5 円

位置図



国土地理院地図（タイル）に事故発生場所等を追記して掲載

拡大図



交通事故証明書

事故照会 番 号	麻布署 第0216号	(甲) ・ 乙 ・	との続柄 本人 ・ (代理人)										
発生日時	令和 6 年 9 月 6 日 午前 11 時 10 分ころ												
発生場所	東京都港区六本木1丁目7番												
甲	住 所	[Redacted] (Tel. [Redacted])											
	フリガナ 氏 名	[Redacted]	生 年 月 日 男 (65歳)										
	車 種	自家用 普通乗用自動車	車 両 番 号 品川303せ7937										
	自賠責 保険関係	有り 三井住友海上	証明書 番 号 [Redacted]										
	事故時の 状 態	○ 運転・同乗(運転者氏名 [Redacted]) ・ 歩行・その他											
乙	住 所	[Redacted] (Tel. [Redacted])											
	フリガナ 氏 名	[Redacted]	生 年 月 日 男 (47歳)										
	車 種		車 両 番 号										
	自賠責 保険関係		証明書 番 号										
	事故時の 状 態	○ 運転・同乗(運転者氏名 [Redacted]) ・ 歩行・その他											
事故類型	○ 人 対 車 両	車 両 相 互						車 両 単 独				踏 切	不・ 調 査 明 中
		正 面 衝 突	側 面 衝 突	出 衝 合 い 頭 突	接 触	追 突	そ の 他	転 倒	路 外 逸 脱	衝 突	そ の 他		
上記の事項を確認したことを証明します。 なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。 令和 6 年 9 月 25 日 自 動 車 安 全 運 転 セ ン タ ー 東京都事務所長 印 													
証 明 番 号	461185		照合記録簿の種別				人身事故						

事故発生場所写真



庁有車 丸枠内は接触部分（損傷なし）
（前面）



（左側面）



損害賠償額計算書

事故日 2024年 9月 6日
最終治療日 2025年 6月 9日
入院日数 6 日
通院日数 48 日
総治療日数 277 日

三井住友海上火災保険株式会社
千葉埼玉損害サポート部
千葉自動車第三保険金お支払センター
担当者

1. 傷害による損害

	項 目	①金額 (※1)	備 考
1	治療費	2,699,637	治療費は医療機関に全額お支払い済です。
2	看護料	0	
3	通院費	7,932	
4	諸雑費	9,000	入院1日あたり1500円で認定しています。
5	文書料	12,100	後遺障害診断書代11,000円+画像代1,100円
6	その他	0	
7	休業損害	355,686	
8	慰謝料	1,308,600	民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準別表Ⅰの90%で認定しています。
	過失相殺(－)	0	
②	上記合計	4,392,955	> 自賠責保険基準の金額 1,200,000

2. 後遺障害による損害

	項 目	①金額 (※1)	備 考
9	逸失利益	1,793,540	喪失期間5年、喪失率5%で認定しています。
	慰謝料	990,000	民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準の90%で認定しています。
	介護料	0	
	その他	0	
	過失相殺(－)	0	
③	上記合計	2,783,540	> 自賠責保険基準の金額 750,000

3. 損害賠償額

損害賠償額 合計 (※2)	7,176,495	
既払額合計(－)	-3,449,637	既払額2,699,637円+自賠責16条請求750,000円
最終お支払額	3,726,858	

※1. ①金額の詳細は別紙をご参照ください。
※2. ②および③の金額と自賠責保険基準の金額を比較してそれぞれ高い方を採用しています。

【備 考】

通院交通費：①船橋総合病院（自家用車）：片道2km×往復32回（通院+入院）×15円/km=1,920円 ②谷津整形外科内科（電車 海神駅－谷津駅）：片道167円×往復18回=6,012円
入院諸雑費：民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準に基づき入院1日あたり1,500円×入院日数で認定しています。/休業損害：1,891,997円（事故前3か月総支給）÷62日（事故前3か月稼働日数）=30,516円/日。30,516円×有給9日+30,516円×1/2（半休）×5日+遅刻早退4,752円=355,686円/後遺障害逸失利益：事故前年度の源泉徴収票を基礎年収として、喪失期間5年（ライプニッツ係数4.58）、喪失率5%で算定しております。

(別紙)

①金額

項 目		① 金 額	詳 細
1	治療費	2,699,637	治療期間：2024年09月06日から2025年06月09日まで
2	看護料	0	
3	通院費	7,932	利用期間：2024年09月07日から2025年06月09日まで 公共交通機関 6,012円 自家用車 1,920円
4	諸雑費	9,000	諸雑費 合計9,000円 文書料 合計12,100円
5	文書料	12,100	
6	その他	0	
7	休業損害	355,686	休業期間：2024年09月06日から2025年06月09日まで ■給与所得者 日額30,516円（※）×認定日数9日＝合計274,644円 ※日額：事故前給与：1,891,997円÷62日＝30,516円 その他減額（＋） 81,042円
8	慰謝料	1,308,600	総治療日数 277日（2024年09月06日～2025年06月09日） 入院日数 6日 通院実日数 48日（ギプス固定期間を含みます） 基準となる慰謝料 1,308,600円
9	後遺障害の 損害	2,783,540	■逸失利益 1,793,540円 期間 収入額×喪失率×中間利息控除＝小計 47才～52才まで（5年間） 7,832,053円× 5%× 4.58＝1,793,540円 ■慰謝料 14級9号 990,000円